（交付の手続）

第八条　国債は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号。次条第二項において「施行規則」という。）第七十三条に規定する特別葬祭給付金認定通知書（次項において「認定通知書」という。）及び交付を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引換えに交付するものとする。

2　前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、認定通知書及び交付を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入された交付通知書と引換えに交付するものとする。

（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条　法第三十三条第一項に規定する特別葬祭給付金を請求しようとする者は、国債の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該国債の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。

2　前項の届出は、施行規則第七十二条に規定する特別葬祭給付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

3　第一項の規定により届け出た住所を変更しようとするときは、別紙第三号書式による住所変更請求書に住所の変更の事実を証明する書類を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に届け出なければならない。

4　第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、第四号書式による償還金支払場所変更請求書に当該国債を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等又は変更しようとする指定日本銀行等に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条　国債の償還金は、指定日本銀行等において、支払を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

2　前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

3　［略］

（記名の変更）

第十一条　国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

（交付の手続）

第八条　国債は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号。次条第二項において「施行規則」という。）第七十三条に規定する特別葬祭給付金認定通知書（次項において「認定通知書」という。）の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入があり、かつ、次条の規定により届け出た印鑑と同一の印影のある当該交付通知書と引換えに交付するものとする。

2　前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、認定通知書の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入があり、かつ、その者の印を押した交付通知書と引換えに交付するものとする。

（印鑑及び償還金支払場所の届出）

第九条　法第三十三条第一項に規定する特別葬祭給付金を請求しようとする者は、国債の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための印鑑並びに当該国債の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。

2　前項の届出は、施行規則第七十二条に規定する特別葬祭給付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書により行うものとする。

3　第一項の規定により届け出た印鑑を変更しようとするときは、指定日本銀行等において、交付する改印届用紙により、指定日本銀行等に届け出なければならない。

4　第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、第三号書式による特別葬祭給付金国庫債券償還金支払場所変更請求書に当該国債を添えて、指定日本銀行等又は変更しようとする指定日本銀行等に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条　国債の償還金は、指定日本銀行等において、前条第一項又は第三項の規定により届け出た印鑑と同一の印影のある賦札と引換えに支払うものとする。

2　前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させた上、その者の印を押した賦札と引換えに支払うものとする。

3　［同上］

（記名の変更）

第十一条　国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、第四号書式による特別葬祭給付金国庫債券記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて指定日本銀行等に提出しなければならない。